

記載例

子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更

幼稚園への提出日

(宛先) 岡崎市長

令和 4 年 〇 月 〇 日

次のとおり、裏面に記載された内容に同意し、子ども・子育て支援法に規定する子育てのための施設等利用給付認定の変

申請日時点での居住地

申請者 (届出者)	(氏名)	〇〇 〇〇 ※本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。	続柄 父	(保護者②)	〇〇 △△ ※本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。	続柄 母
	(居住地)	岡崎市十王町二丁目9番地 〇〇マンション101				
	(生年月日①)	昭平 2 年 1 月 2 日	(生年月日②)	昭平 3 年 4 月 5 日		
	(連絡先①)	-		(連絡先②)	-	

記入不要

申請に係る子ども	氏名 / 性別		生年月日	マイナンバー(個人番号)
	ふりがな			
	〇〇 ××××	◇◇ ××××	男	平 令 31年 4月 2日
	〇〇	◇◇	女	

変更内容  
(複数選択可)

- 保育の必要性の認定に係る事由の変更 → 1欄を記入
- 住所・連絡先の変更 → 【事由発生日】令和 4 年 〇 月 〇 日
- 世帯状況(氏名・世帯員)の変更 → 2欄を記入
- 主な利用施設の変更 → 3欄を記入
- 新3号認定者のうち世帯の税額変更 → 必要に応じて税額証明書を添付

1つだけ選択

1 保育の必要性の認定に係る事由の変更

保育の必要性が認定要件を満たさなくなった(新2号・新3号から新1号へ変更) → 【事由発生日】令和 年 月 日

家庭保育ができなくなった(新1号から新2号・新3号へ変更)  
※ すべての保護者の保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を提出してください。

家庭保育ができない理由又は期間の変更(新2号・新3号継続で理由変更又は有効期間の変更)  
保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を提出してください。

変更のない家族等も  
すべて記入

保育を必要とする場合は、  
父・母ともに記入

2 世帯員の変更(変更後の世帯状況をすべて記入してください)

事由  婚姻  離婚  その他(同居) 事由発生日 令和 4 年 〇 月 〇 日

児童の同居家族等(申請対象の子どもを除く同居者全員を記入)

氏名	生年月日	続柄	勤務先又は学校名等	マイナンバー(個人番号)
〇〇 〇〇	昭平 令 2 年 1 月 2 日	父	株式会社〇〇	<del>                    </del>
〇〇 △△	昭平 令 3 年 4 月 5 日	母	株式会社△△	<del>                    </del>
〇〇 □□	昭平 令 30 年 6 月 7 日	弟	〇〇幼稚園 年少	<del>                    </del>
〇〇 ▽▽	昭平 令 25 年 7 月 8 日	祖母		<del>                    </del>
〇〇 ◎◎	昭平 令 24 年 8 月 9 日	祖父		<del>                    </del>
	昭平 令 年 月 日			<del>                    </del>

7人以上の場合は、  
1行を上下2分割して記入

《父又は母が別居の場合は、上表ではなくこちらに記入してください。》

父・母	氏名:	日:	年	月	日
	住所:	父又は母が児童と別居の場合は、こちらに記入			
					マイナンバー(個人番号)

記入不要

3 主な利用施設の変更

施設名		入園(予定)日	退園(予定)日
旧		令和 年 月 日	令和 年 月 日
新		令和 年 月 日	

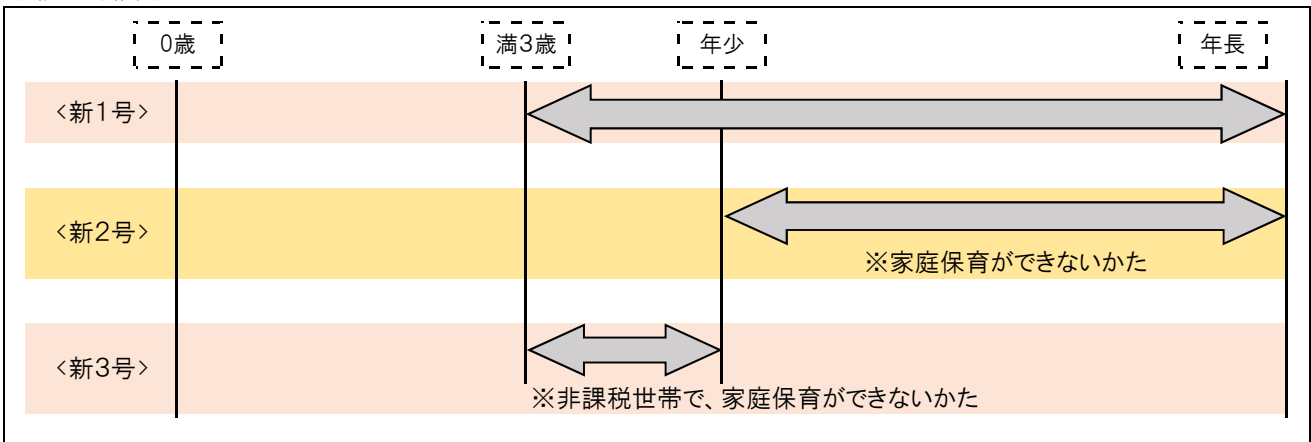
※ 退園の場合は旧施設のみ、転園又は入園日変更の場合は旧施設及び新施設を記入してください。

### 申請にあたって同意していただく事項

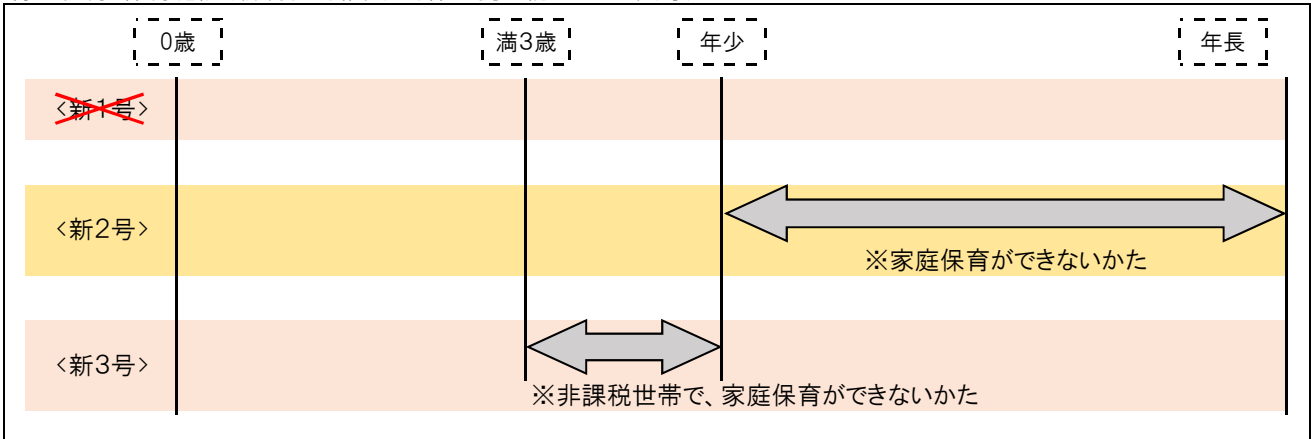
1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

### ◆主な施設における認定種別

#### 未移行幼稚園



#### 特定教育・保育施設(新制度幼稚園・幼保連携型認定こども園等)



#### 認可外保育施設

